

魚津市告示第194号

統計調査員の報酬及び費用弁償について

魚津市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年魚津市条例第3号）に規定する統計調査員のうち、令和3年経済センサスー活動調査に従事するものに係る報酬及び費用弁償については、次のとおりとする。

令和3年7月30日

魚津市長 村椿 晃

- 1 統計調査の区分 令和3年経済センサスー活動調査
- 2 統計調査員の区分 指導員
- 3 統計調査員の任期 令和3年4月21日から令和3年7月20日まで
- 4 報酬の額 55,820円
- 5 費用弁償の額 次に掲げる額を合計した額
 - ア 旅費 3,390円
 - イ 写真代 210円
 - ウ 電話代 300円
- 6 報酬及び費用弁償の支給日 令和3年8月20日